

令和元年度

事業者向け食品表示講習会

～食品表示法への経過措置終了迫る～

食品表示法が施行され4年が経過しました。旧制度に基づく表示が認められる経過措置期間は令和2年3月末に終了し、4月以降は食品表示法へ完全移行します。食品の新表示への切替はお済みですか？

また、平成29年9月からは全ての一般消費者向け加工食品の重量割合第1位の原材料に原料原産地を表示することが義務付けられました。

新表示へ速やかに移行できるよう、講習会を開催します。是非ご参加ください！

内容

1 食品表示法について

- (1) 食品表示法の概要
- (2) 旧制度からの変更点
- (3) 品質事項、衛生事項、保健事項

生鮮食品、加工食品の原材料、原料原産地、添加物、固有記号、アレルギー、栄養成分など

2 食品トレーサビリティについて

「実践的なマニュアル」(農林水産省)の紹介(約10分)
・・・総論をビデオでご紹介します・・・

3 質疑・意見交換

事前にお寄せいただいた質問にお答えします。

※ なお、プログラム等については、一部変更して実施する場合があります。御了承願います。

開催日時・場所

令和2年2月12日(水)

13:30～16:00

アグリセンター大宮 多目的ホール

(京丹後市大宮町口大野 228-1)

お車でお越しの際には、大宮社会体育館の駐車場を利用いただき、徒歩にて会場へお越しください。

参加費無料 定員 150名
申込期限：2月5日(水)

会場：アグリセンター大宮

駐車場



京都府ホームページ(「京都府 食品表示 講習会」で検索) 令和元年度事業者向け食品表示講習会
<http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/hyouji/koushu.html>

申込期限：2月5日（水）まで

令和元年度 事業者向け食品表示講習会 参加申込書

■ 団体・会社名

■ 役職名

■ 参加者氏名（ふりがな）

■ 所在地

〒

■ TEL

■ FAX

■ E-mail

■ 質 問

※ 当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。
※ 個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません（当社製品の食品表示に問題ないか確認してほしい等）。

申し込み方法

➤ 上記参加申込書にご記入の上、申込期限までに FAX、E-mail、郵送等でお申し込みください。

注 意 事 項

- 定員に達し、ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- お申し込みの受付後、受講票の発送はいたしません。
- 連絡のない場合、参加いただけますので、当日会場までお越しください。

申込み及び問合せ先

京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室（担当：合田）

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5

TEL : 0772-62-4315 FAX : 0772-62-4333

E-mail : tanshin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp